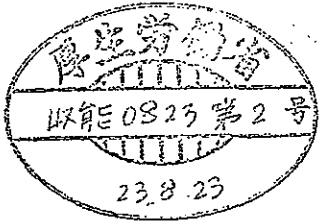




取扱注意

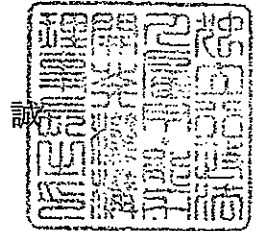
資料2-5



23雇能発第155号  
平成23年8月22日

厚生労働大臣  
細川律夫 殿

独立行政法人雇用・能力開発機構  
理事長 丸山 誠



申請書

当機構が所有する下記の不動産を譲渡処分いたしたく、独立行政法人通則法第48条第1項の規定に基づく認可について、同項及び独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第16条の規定に基づき、認可申請いたします。

記

旧大阪地域職業訓練センター（建物）：別紙

## 1 処分等に係る財産の内容及び評価額

## (1) 財産の内容

- ① 名称 旧大阪地域職業訓練センター  
 ② 建物（構築物含む）

所在	家屋番号	種類	構造	延床面積
大阪市浪速区木津川 二丁目1番地8	1番	研修所	鉄骨造ルーフィング葺2階建	1899.82㎡

## (2) 評価額等

- ① 不動産鑑定評価額
- ・(株) コスモシステム                     千円
  - ・(株) 共立不動産鑑定所                     千円
  - ・二者平均不動産鑑定評価額                     千円
- ② 取り壊し費用                     千円

※ 申請の日の帳簿価額は減損により1円となっている。

## 2 処分等の方法

「情報処理技能者養成施設、地域職業訓練センター等の譲渡に係る基本方針の改定について」（平成23年6月10日能発0610第7号）に基づいて、職業能力開発局長が「旧大阪地域職業訓練センター施設に係る譲渡先について」（平成23年7月29日能発0729第5号）により譲渡先として認めた法人である、社団法人おおさか人材雇用開発人権センターへ無償譲渡する。

## 3 処分等の条件

時価から解体撤去に要する費用を減じた額により譲渡する。なお、差し引いた額が負の額となるため、無償で譲渡する。

また、譲渡後も有効活用されることを担保するため、公用、公共目的として利用することを譲渡の条件の基本とする。

## 4 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

地域職業訓練センターは、地方産業都市を中心とする地域における中小企業労働者、求職者等に対し各種職業教育訓練を行う事業主、事業主団体等に施設を提供するほか、地方公共団体等の団体が地域住民に対して行う多様な教育訓練を行う場としても利

用できるものであり、これにより地域における教育訓練の振興を図ることを目的として、設置・運営してきたものである。

当機構については、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）において、法人として廃止し、職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管するとされたほか、業務及び施設については、真に必要なか精査した上で、不要なものについては廃止する等、スリム化を図るとされ、法改正を待つまでもなく実施可能な事項については、速やかに実行に着手することとするとされたところである。

その後、厚生労働省において、地域職業訓練センターについては、当機構の一層のスリム化を図る観点から「情報処理技能者養成施設、地域職業訓練センター等の譲渡に係る基本方針」（平成22年5月14日職発0514第6号、能発0514第6号）により、平成22年度末をもって廃止することとされたところである。

上記のとおり、地域職業訓練センターを廃止しており、当該業務に供する不動産を処分しても当機構の業務運営上支障がないことから譲渡により処分することとした。